類聚名物考

五

雜部

番外書冊

類抄叢聚

百三十

内閣文庫
番號 和 18602
冊數 149 (124)
函號 209 104

一

天一柱

〇古事記上又生伊伎嶋亦名謂天比登都柱

天一根

〇古事記上次生女嶋亦名謂天一根

子之一木

〇古事記上故尓伊邪那岐命詔云愛我那邇妹命乎謂易子之一木乎乃匍匐御枕方匍匐御足方而哭時云々

一火

〇古事記上

内閣文庫
日本政府図書
淺草文庫

一火
○古事記上伊邪那美命答白故欲還且具与黄泉神相論莫視
我如此白而還入其殿内之間甚久難待故刺左之御美豆良湯
津々間櫛之男柱一箇取闕而燭一火入見之時云々

一粉松 家持集六 小野小町十段松

一味の句 家持拾葉五秋 廿八

○

一切
前漢平帝記 師古曰一切權時之事 一切
史李剌傳索隱引得 注非也

一階 ヒトキザミ
源氏物語 相並 女御とぶにいたせぞなりぬるがいろさきらとしるわや
きみれば今ひときざみの位をとりにおとせのうちなり

一番 つがひ
○史本物語 紀女のもとへつかはしける 大江匡衡
かり野なるかよの鈴子の一番も一筋ひかへ(?)しとしるべし

一日絞殺千頭　一日立千五百産屋

古事記上尓千引石引塞其黄泉比良坂其石置中各對立而度事戸之時伊邪那美命言愛我那勢命為如此者汝国之人草一日絞殺千頭尓伊邪那岐命詔愛我那迩妹命汝為然者吾一日立千五百産屋是以一日必千人死一日必千五百人生也

一日必千人死一日必千五百人生

○古事記上同上

一双歌仙　定家家隆

○十訓抄巻二 近比の歌仙には民部卿定家宮内卿家隆とて一双にいはれけり其の比我もとたしなむ人おほかりけれとも二人には及はさりけり

小野一郎校 [illegible]第六

二霊（ふたはしらのかみ）

○古事記序然乾坤初分三神（みはしらのかみ）作二造化之首一陰陽斯開二霊為二群品之祖一

二柱神

○古事記上於是天神諸命以詔二伊邪那岐命伊邪那美命二柱神一修二理固成是多陀用幣流之国一賜二天沼矛一而言依賜也

二

二名嶋

○古事記上次生伊豫之二名嶋此嶋者身一而有面四毎面有名故伊豫國謂愛比賣讃岐國謂飯依比古粟國謂大宜都比賣土佐國謂建依別

両兒嶋

○古事記上次生両兒嶋亦名謂天両屋

天両屋

○古事記上次生両兒嶋亦名謂天両屋

二刀星　文徳實録一　去

二目
○古事記上　又食物乞大氣津比賣神。時速須佐之男命立伺其態為穢汚而奉進乃殺其大宜津比賣神。故所殺神於身生物者於頭生蠶於二目生稻種於二耳生粟

二耳
○古事記上同上

廿二社

伊勢　石清水　賀茂上下　松尾　平野　稲荷　春日

大原野　大神(オホミワ)　石上(イソノカミ)　大和　廣瀬　龍田　住吉

日吉　梅宮　吉田　廣田　祇園　北野　丹生

貴布祢(キブネ)

廿八部衆　宇津保蔵開上

三

三子嶋(ミツゴノ)

○古事記上　次生隠伎(オキ)之三子嶋亦名天之忍許呂別(オシコロワケ)

三佛堂(ミツノミダウ)

○拾玉集四　賀茂法楽百首　紙

いにしへの三のみたうをたてしより十五大寺のはしめなるらん

三病

○拾玉集四 由来生老死三病長相随除却无生人間無薬治

さとりえぬ人こそなけれ三つの病ひを誰かのかれん

三貴子

○古事記上 此時伊耶那岐命大歓喜詔吾者生生子而於生終得三貴子

三朝

○前漢書八十一孔光傳○師古注○正月朔日謂之三朝 歳之朝月之朝日之朝故謂之三朝

○夫木抄第一 立春 建長八年歌合の歌 大納言顕信

ゆきたまの年も月日も新にの三朝の始めの春は来にけり

三神

○古事記序 夫混元既凝氣象未效無名無為誰知其形然乾坤初分三神作造化之首陰陽斯開二霊為群品之祖

和哥三神社

住吉　玉津嶋衣通姫　人麿

○内裏御所ニハ正京三位織殿の御料の内に和哥三神を勧請ありけり
住吉社ハ硯井さゝらゐの辻　人丸社ハ本西寺の内　玉津嶋ハ松原通
烏丸通也　人丸御角ニ在此地ハ織殿之住居也　宅の祭之薩
摩守忠度にまみえ川ニ入りてのひて一首の歌を遺せる女
哥より此社を勧請ありける時に忠度競竟寿の歌よ
今こゝに搗きてこゝに在るかもめのあまさゝの衣通姫
御影ハ九月十三日之

墨江三前大神

○古事記ニ底筒之男命中筒之男命上筒之男命三柱神者墨江之三前大神也

さもかれは此人の哥かくし

三如来

信濃善光寺の阿弥陀如来　京嵯峨の釈迦如来
京因幡堂の薬師如来これを三佛とも申す

三戒壇

○河内楽ハ唐の鑑真和尚聖武天皇の時に我朝へ来て南都の東大寺筑紫の観世音寺下野の薬師寺三ヶ所に戒壇を立て此比丘の正法をひろめ如法の受戒を始め給ひぬ

本朝三滝

那ハ熊野那智山飛瀧寺　音ハ三井園城寺　那ハ宗源草

箕の滝なりしと　名所志ニ云

高雄山滝三段

滝ハ菩提の滝　所ハ橋本相　箕ハ苔束 紅葉

三井の滝 三

善友之

○徒然草上　よき友三つあり　一つハ物くるゝ友　二つハ医師

三ハ知恵ある友

三寳

○六韜　太公曰国有三寳　大農大工大商　農一其郷則穀足

工一其郷則器足　商一其郷則貨足

○白楽天三誡

一日計在鶏鳴　鶏鳴不起日課空

一月計在朔日　朔日不立一月空

一年計在陽春　陽春不耕秋実空

三平

○大鏡第二 太政大臣基経（昭宣公）の御子四人おはしき 左大臣時平 枇杷大臣仲平 四郎太政大臣忠平といひき　時平　仲平　忠平

是よりそれる法の人の家おはしてこれなりけるのいみしき

おき給ひの御兄弟信をたてまつりてまさりて候ふ

まにおはしまし三所の御中に[illegible]ひし八[illegible]信して[illegible]

の御子よりいまもかはらず世にはしてはやまきおもしろきものの

武部卿の御世の御代にしもあまりて[illegible]

一かくこの三人の大臣うちつゝき世の人三平とやいひき

三道

○大鏡第三 太政大臣兼家 道隆 道綱 道長 太郎の君世継の御ひとつ腹の道隆の

おとゝ内大臣とて関白せられし[illegible]の御ひき道兼右兵衛督 倫寧朝

の女の腹にておはしますひとり君 道綱と申ふえさきて右大将になりてた

大将かけの[illegible]きこゆ 三郎君法興院の入道殿道長おはし

まします此殿の御時より道長三平といふをたとへられき又三道

とかや世の人のいひつたへけるにしかるを[illegible]とぞ

三衣

東階 三衣とて世には兄を御様々の様にいへり

清綱筆 三ヶ大事

白かり 夜光の付物 市の市 帰記

三十三からも世に御様々とかいへり是は是れ也

物書の内にしるしつけり

禁秘抄 三ヶ大事

三家
久我　花山院　中院

三綱
上座　寺主　都維那師　各任一人ヲ

三門跡　山門叡山
梶井　青蓮院　妙法院
此御門跡宗ハ物領たる跡なる也

三立　雪山別号
○〔?〕池若法島口知蔵　雪山先生三立と号す　〔?〕立の〔?〕等〔?〕三人者にて雪山ハ〔?〕の人を〔?〕と〔?〕より〔?〕立三人〔?〕と〔?〕て三立と号せられしそ

三職
斯波（しば）或清と云　細川　畠山これの三家を三職といふて京都室町将軍家の比交代に管領職をと勤めける将軍義満公の時斯波〔?〕ハ萬事その人〔?〕も〔?〕れたる天下の政事をすると管領ときくものの名なり

三管領　同上
○より〔?〕職と管領をいふしるし

三韓

○神皇正統記 巻二 第十五代神功皇后新羅(しらぎ)百済(くだら)高麗(こま)をも
したかへ給ひき○此三ヶ国を三韓と云正ハ新羅に限
べきにや辰韓馬韓弁韓をすへて新羅と云也然とも
百済高麗を加へて三韓といひならへり

三輪 注三谷林録集 十二

御家三譜第

安祥 岡崎 駿府 山中大云

○武徳編年集成 巻二 永禄十二年ノ故 後世に至るまで御門家の安祥
安祥岡崎三譜代の大将也と称美し給ふ御譜代と
いへるハ 日吉理左衛門親氏君の嫡男参河守泰親君参州
賀茂郡君(?)ハ松平に住し安城の地より四代の後を継きて安祥
譜代といふハ松平家信光君 太平郷親忠君 右京亮長親君
家人信光君以上四世同郡安祥の城に住し其ゟ三河守
を仕ける家臣を称して岡崎譜代とも いふ
次郎三郎清康君 同し頼国郡岡崎城ハ山中に
て生城の地より住し岡崎と號して称するとそ

三千大千世界

○倶舎頌　四大洲日月蘇迷盧欲天梵世各一千名一小千界此小千千倍説名一中千中千千倍大千皆同一成壊共業所感故

三千餘神

○年中行事歌合　　祈年祭　　季長

いのるてふ年のをとせは君か代をとこちいあまりの神やうくらん

三車喩
○宝物集第七　三つのくるまみたらく
實には法華経は一文一句なれどもせずして世に流さ
ゆへものなり法華経の心をしらずして讀て侍るめり　讀ぬ人
まつるに三車にあらしとかく秋は一味の雨にぬれまさ

三室の滝　新拾遺集第八　三葉の滝　同上
三光　新拾遺集第五秋　三宝　新拾遺集十二　十三大寺
三経　新拾遺集第六　三衣　新拾遺集十一
三の時　新拾遺集第一春　三時傳法　新拾遺集
三眠柳　新拾遺集第五春　三鈷の杵　新拾遺集第九

四方八海
○東見記下　大岳輪苑遺十方　江西天馬玉珠沫　瑶濱瑞説
萬里天下白と四韵ある詩に輪苑残葉とこそいふ

藤原氏四家
○太清第七　房前内大臣　南家　北家　式家　京家
鎌足の御子不比等の御子にいたる實は二人なりて
白鳳の比よりされし鎌足の御子不比等の二郎にあたり
させ給ふ不比等の大臣男子四人を四家となづけたまふ
房前の大臣の二郎武智麻呂大臣をは南家と名付二郎房前
をは北家と名付宇合をは式家と名付四郎の麻呂
の家を京家と名付其中の四家ともに名付
られしにけふの家より房前大臣より多く出給ひ
たる家を北家と名付て小家の末まてに至給ふ

藤家四門　ふぢはらのしもん
南家　北家　式家　京家
○神皇正統紀ニ云　四十二代文武天皇　藤原内大臣鎌足の子
不比等の大臣　姓氏の臣にて　律令なとをも撰ぜられまし
き藤家の氏は此大臣よりいよいよ繁昌なり　四人の子ありて
しき是を四門と云　一門は武智麻呂の大臣の流れ南家と云　二
門は参議中衛大将房前の流れ北家と云　今の執政大臣及び
さるべき藤家の人々の此けあるべし　三門は式部卿宇合の
流れ式家と云　四門は左京大夫麻呂の流れ京家と云しか
共に絶けり　南家式家も儒風をつたへ古き儒者もありしかと　此
家のみ無四時に房前大臣の人ぞ栄たる繁昌にて　おほく成り　又
不比等の大臣は淡海公と申し

四聖
○神皇正統紀ニ云　四十五代　聖武天皇　多くの高僧他国より
来朝して　南天竺の婆羅門僧正菩提と云　北天竺の林邑
朝無僧正相化の人也　天竺婆羅門僧正　行基菩薩
無きを四聖とぞ申伝へける

四天王　してんわう
東持国南ハ増長西ハ広目北ハ多聞也

四納言　しなごん
○十訓抄に云　中にも四納言とて　時の人は斉信公任俊賢行成
たゝ深の四納言の世に謂れて人もけんしてといひしまゐらせける
ととろくとける

四職

山名 一色 京極 赤松 この四家の人京都の守護

のりて三管領の斯波細川畠山の三家に続きて

政所をとりおこなひ執権を職とせり

四流源氏

久我 堀川 土御門 三条坊門 光当子孫四人流之

六尺四七 土 三家族宗

四の緒 三弦琵琶第七

四海

○後拾遺集序 藤原通俊 神武天皇のおほんときより

このかた四海浪のあはきこえて 九のまつりごと物語へなし

四戒壇

○神皇正統記 四 第四十五代 第廿九世 聖武天皇は此天皇諸宗を並べて

興させ給ひける中にも律宗を信仰し給ひき 仏法

めて国分寺戒壇を立へきよし奏せられ東大寺の律宗を

しそう申しけるによりつひに戒壇を建立ありける 四ヶ所

の戒壇とはなりぬ

四家大乗

神皇正統記 巻四 第五十二代 嵯峨天皇の条にも華厳 三論

法相 三論 天台をもちへて四家の大乗と云 倶舎 成実

をば小乗なりとかきたり

四百四病

○義楚六帖巻之三　四百四病○百一風百一黄百一熱百一冷病等

維摩經に四百四病の事見ゆ又孫思邈が千金方にも出程明道の語に近思録にも出たり

四臓　見于拾遺集十二

四隣　見于拾遺集十

東照宮四戦

姉川　味方原　長篠　小牧長久手　これ四度の御合戦を名づけていふなり木村高敦四戦紀聞といふものを作るその書詳なり

四戦紀聞

東照宮御一代の内大合戦四度之姉川長篠味方原小牧長久手をとりての事迹を記せり木村高敦か作なり　木村源字子敦

四道字　四述字

○神皇正統記四　権民をなさしよつきて法乃法蔵となる蔵極くし
吉きハ詩書礼楽をもちて国を治る四術とも本朝ハ四術の
名をとゝめ侍るなし、あれされど紀伝明経明法の三つを
侍売これを格さにくきにて算道をかへて四道と云代となる国
のこれを儀を兼はこれハ書しく記さたに侍りまちて語る
伯の南道文章式の言房之今不宗竹の業ハ四字の一つにて
あしらひとさるなれ今は蔵の如くなるへきこる

五

天神五代

○古事記上　天地初発之時、於高天原成神名、天之御中主神、次高御産巣日神、次神産巣日神、此三柱神者、並独神成坐而隠身也、次国稚如浮脂而、久羅下那州多陀用弊琉之時、如葦牙因萌騰之物而成神名、宇摩志阿斯訶備比古遅神、次天之常立神、此二柱神亦独神成坐而隠身也、上件
五柱神者別天神

五百津之美須麻流之珠

○古事記上尓天照大御神聞驚而詔我那勢命之上来由者必不善心欲奪我国耳云々亦於左右御手各纏持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠云々

五百入之靫

○古事記上尓天照大御神云々曽毘良迩者負千入之靫附五百入之靫

五百鈎　いほち

○古事記上其弟火遠理命答曰汝鈎者釣魚不得一魚遂失海然其兄強乞徴故其弟破御佩之十拳劔作五百鈎雖償不取

五日暇　いつかのいとま

○後拾遺集 雑 右京道雅 いみる 五節の節の年の夏六月の
なかいつかのいとまおほやけのつかまつりてなむ 雨も
さまらけなし

五民

○玄四竹箸餘録上 東涯 漢地理志云 臨菑海岱之間一都會也其
中具五民云 服虔曰士農商工賈也 如淳曰遊子樂其俗
不復歸故有五方之民也 按二説当従如淳説

五摂家
○小松九代記ニハ建長四年道家公の御息長男教実公ハ九條殿と
称し次男良実公ハ二条殿と称し　三男実経公ハ一条殿と称
し近衛鷹司およひて五摂家と称せり　桃柳の坊とをいへるあり
武家より仕ひ定めける

五大師
東都にて大師号のはしめハ伝教弘法慈覚智証慈眼
師号之由来ハまつ円光東漸大師の追号ありし　世にいふ
たまいしハ徳川の御代に和大師といふ是ハ黒の称号なり
らるまし

梨華之人
○浪格之条ニ庶民遊女の和歌の内ニハ人よりもしかわるくなく
之ある英賀しやまて大中臣能宣清原元輔紀時文源順坂
上望城等をして

○五山禅刹　出仏出世之天竺五山也　祇園精舎
竹林五山　大林五山　誓多林寺　那蘭陀寺之以
晨旦五山　径山　育王　天童　霊隠　浄慈之
天竺为五山上之　在和朝京都五山　天龍霊亀
相国万年○建仁東山　東福慧日　万寿　後円九年内五山号
南禅瑞龍　国師天海之位於五山上之乎
関東五山　建長巨福　円覚瑞鹿　寿福亀谷
浄智金宝　浄妙稲荷也

五山之禅刹
○釈尊在世之大仏出世之天竺五山也云々
○天竺五山
祇園精舎　竹林精舎　大林精舎　誓多林寺　那蘭陀寺之
晨旦五山
径山　育王　天童　霊隠　浄慈　天竺为五山上之
和朝京都五山
天龍霊亀　相国万年　建仁東山　東福慧日　万寿　後円九年内五山号
南禅瑞龍　国師天海之位於五山上也乎
関東五山
建長巨福　円覚瑞鹿　寿福亀谷　浄智金宝　浄妙稲荷也

むかしの寺東にありしハ此山の東にて今の證空寺山なり
河東人家ある所は此寺の東西山ハ皆是也あり

○五勝寺　明月記建暦二年十月四日　仍諸寺任年会行三条東
法勝寺東南大路以北西崎東面寺東郷目如法勝寺下宮二条北
尊勝寺東大路東郷河寺東大路以北自最勝寺以北法勝寺
以自西大路東迄以北経て二条北以大路並以後勝川とし

○山城名勝志

五岳

○続古今集前京極摂政　とてのなより
秋とていま出ぬる月かけのかけをむきハ
深く九の江はいつくにかるる諸方にかけまし五岳の子
ひろさはいつ山のおもかけあるらし

五山　京都仏閣

一天龍寺　相国寺　建仁寺　東福寺　万寿寺　十刹

ヶ寺といふ唐の天海寺の僧是を作る　南禅寺ハ五山

之上ニ在之

瑞龍山太平興国南禅寺　嘉元　寺領五百石　朝禄領千石

亀山院御願所　開山大明国師　普門号無関正應

四年十二月十二日化寿八十　謚大明国師又云仏心禅師

霊亀山天龍資聖禅寺　諸山　寺領七百廿石

尊氏將軍建之　開山夢窓国師　姓源氏　勅号正覚

万年山相国承天禅寺　上立貴島九条　寺領千八百石

義満公建之　開山夢窓国師

東山建仁寺　謚国師南

源頼家公建之　寺領八百八十三石

開基栄西禅師　姓賀陽氏　謚千光

国師　建保三年七月五日寂　寿七十五

恵日山東福寺　寺領千七百十四石

九条道家公草創　開山聖一国師　名弁円字圓爾姓

平氏弘安三年十月十七日寂　正和元年諡聖一国師

京城山万寿寺　東福寺地内　寺領八十五石

亀山院文永年中草創　開基宝覚禅師　諱湛照号東

山弘安四年八月八日化　謚宝覚禅師

尼寺五山
京ニ尼寺の五山といふハ　檀林寺　景愛寺　通玄寺
護念寺　恵林寺　是ありといふ
○和漢三才図会山城部七十二末　五十丁

五坊　栂尾
閼伽井坊　東坊　池坊　尾崎房　田中坊　也

五奇異
拾芥抄上　本朝五奇異云〻
金峯山（カネノミタケ）　大和　釈迦慈尊出世其土石可為純金
竹生嶋　近江　其山岩石皆純水精
東大寺　大和　聖武天皇昔為西域流沙濟子先生上帝王誓所造剏也
金剛峯寺　紀伊　弘法大師入唐之時遥擲置三鈷之地也大師入定相待慈尊出世
蒲生（カモフ）石塔　近江　昔阿育王使諸鬼神造八万四千塔之其一也毎年大蜂群集行道于此塔

五草

○五部色草十　五種の草紙也　清少納言枕草紙　四季物

源氏物語　源氏物語紀　弄花抄を五草と云　十帖五草として

好色の男女　歌物語　錦織八小笠原流の物とそうする

○今様よこの色紙なるの文書まで是をそこにこれを

言草といふとつけてまで草紙八いふもの也

五道

○宗鏡録十七　首道　道道　神道　依道　鬼道　妖道

五三昧

○寄異雑俎巻之四　五三昧陀林　東寺四塚　三条河原　千本　中山

近年寺この羅物當也と云

○和漢三才圖會　山城紀伊郡　七十二巻　寶福寺　在三条西郭外石地藏

舊有鳥部野　聖武朝行基菩薩始道山城五三昧陀林此

其隨一而名鶴林　治安三年藤原道長公葬于此　其後他阿

上人　遊行第三世　住持正慶長之初當豊國社為避火葬臭氣不

浄移于建仁寺門前　後又移于当処　○所謂五三昧陀林者

鳥部野中山最勝河原東寺西寺野垠塚　鶴林也

五障
○萬代集七
二つなく三つなきに流れ出つれハ五のさはりもつきしとそ思ふ　和泉式部

五陰　萬代集十二

五字の韻　新撰六帖集十

五柳　新撰朗詠集上

六箇古代歌集
○萬葉集抄 仙覚抄第一 故元山集も六箇集の内なれは被撰之也而
併也六箇集者古集 柿本人丸歌集 山上憶良類聚歌林
笠金村集 高橋連虫麿集 田辺史福麿集也
大伴宿禰家持か家集

六勝寺

中比京都のうちにて大刹六ヶ寺を建られし これ
ことごとく勝の字をつけられし故世に六勝寺といふ 今
其跡絶てなし 只見えて法勝寺のみ見えたり岡崎にあり

法勝寺　白河院承暦元年十二月十八日供養
白河天皇

尊勝寺
法勝寺の西堀川に 堀河院康和四年七月廿一日供養

円勝寺
大治三年三月十三日供養 待賢門院

最勝寺
尊勝寺東 元永元年十二月十七日 供養 鳥羽御願

成勝寺
保延五年十月廿六日供養崇徳院御願

延勝寺
久安五年三月廿日供養近衛院御願

六勝寺
法勝寺
尊勝寺
最勝寺
成勝寺
延勝寺
円勝寺

大山城出来之頭ニ也

〇六波羅蜜

一　檀波羅蜜　　布施のこと
二　尸波羅蜜　　戒をたもつ事
三　闍提波羅蜜　　堪忍して慈悲のこゝろを起して人のむ
　　　　　　　　もへきことを我身にひきうくる
四　毘利耶波羅蜜　精進をかくする
五　禅波羅蜜　　心を静めて仏道をもとむる
六　般若波羅蜜　智恵をもつて迷の流れを極楽へわたすこと

〇地神七代

〇古事記上、次成神名国之常立神、次豊雲野神、此二柱神亦独神成坐而隠身也、次成神名宇比地邇神、次妹須比智邇神、次角杙神、次妹活杙神、次意富斗能地神、次妹大斗乃弁神、次於母陀流神、次妹阿夜訶志古泥神、次伊邪那岐神、次妹伊邪那美神、上件自国之常立神以下伊邪那美神以前、并称神世七代

日吉山王七社

なゝのやしろ

七社 袖中抄第十一

近江国志賀郡比叡山の鎮守日吉社を山王七社権現とか
之七社ハ大己貴命をいふ社七所をおさむ七社を
祭るところの七ケ所とハ大宮ハ 葦原醜男 大国主 大己貴
大物主 八千矛神 顕国魂神 今山王七社の神名ハ
大宮 二の宮 客人の宮 三の宮 聖真子 八王子
十禅師也 又の七社 中の七社 下の七社 惣して廿一社
上七社ハ大己貴尊の諸縁 後世習合して廿一社と成
之社併の縁之とそ

○七仏薬師 薩戒記 応永卅二年八月四日 当年今日内臣七人
修七仏薬師 八幡 護国寺 延暦寺 根本中堂 東寺 太秦 広隆
清水寺 星 霊巌 法雲寺 法勝 ちかや 園城寺

○七堂伽藍 山門三つとは 仏殿 法堂 庫裏 僧堂
浴室 東司

七葉數　なゝよこのかず

○宗長日記七夕毎年〇字々七首のうち

五韻ル　あまのかはらのとくれぬと待ちける星やえさん

七黨　武蔵七黨と云

丹治(たぢひ)　私市(きさいち)　児玉　猪股(のゝまた)　西黨　横山　都築(つゞき)

七曲玉 新拾遺集十一

七賢 新拾遺集九

七本樹 新拾遺集九

七星 新拾遺集六秋
北斗

七道の貢 新拾遺集六

七夜の郷 新拾遺集十二

七草
○薺(ナツナ) 蘩蔞(ハコベ) 芹(セリ) 菁 御形(ゴギヤウ) 須々代(スヽシロ) 佛座

七草 新拾遺集一春

七
郷七草
○夫木抄一 六帖題若菜
君かためはつのしたの七草子つゝてへまつる川代の春 権信正三位郷

七戸氏七姓

○伊吉連博徳書云 内宮ハ七人の作者を持るニ号七姓とのミて伊吉の氏
人と有しが其ミ姓氏の名ハ不詳

一男 大領氏 姓を改て何某宿祢と云 以子孫氏人伝と云へり

二男 板屋氏 姓を改て何某宿祢と云 以子孫部何某と云へり

三男 楠氏 従連部之事

四男 津田氏 此族ニ流のうち一流部官祢宜伝二流部人族也

五男 大宅氏 此孫二流のうち一流部官祢宜一流ハ右禰宜也

六男 神奴氏 只ハ連祢宜先祖より伝る伝也

七男 … 氏 此孫大伴神宮神宝等

以上七姓先祖七人神と崇て七所に祭りし也

悪友七

○徒然草ニ友とするにわろき者七つあり 一ツにハ高くやんごとなき人
二ツにハわかき人 三ツにハ病なく身つよき人 四ツにハ酒をこのむ人
五ツにハたけくいさめる兵 六ツにハ虚言する人 七ツにハよくふかき人

七野

京都の北にて七ヶ所の名を野と云 内野 北野 紫野 萩野
上野 蓮台野 平野といふ

七野社

○内裏鎮守 当社ハ深草の院の后の時北野よりうつして其日大明神と称
其おり 此の北七の野をうつの地社として祭る 伊勢 八幡 賀茂 松尾 稲荷 七社
七野と云ふハ 内野 北野 紫野 蓮台野 上野 平野 等也

東路名七瀬論事
赤坂 鏡田(かゞみだ) 七瀬 蜷江 婦川 川鰭(ひれ) 大[illegible]

七瀬淀 なゝせのよど

○六百番歌合 題にも 七瀬川七瀬淀と題号ありしもぞ 中宮権大夫 顕昭○ 題号をしらねばこの
つ 拾花吐懐編上 七瀬淀 難波名所 七瀬の淀とは 淀河の中にありてかくいへる也 此瀬 北谷
ありてその川七瀬の淀と 浅瀬のよし也
十七瀬 八方(?)の 七瀬
十郷の花の川 流れて 月見し 列樹

よめば 見えて よし 七瀬の淀をさし 名 古(?) よ
する 七瀬を淀として 淀を花 萬葉 八方 萬葉
仙女 歌 よ
柁(?) 七瀬の淀 よし 我 君 まし
そ 見 大 出 せ 七瀬 川
出 せ 津の 河

七高山

京都の近きにつゝきての高ねを靡の五岳のやうに定めたり

いふや 愛宕山より七高山の一

○愛宕山 山五 七高山部

比叡（ヒエ） 左近江山城両国堺

伊吹（イフキ） 左美濃近江両国堺 但し美濃や

金峯 左大和吉野郡

葛城（カツラキ） 左大和葛上郡

比良（ヒラ） 左同高島郡

愛宕（アタゴ） 左山城葛野郡

神峯 左摂津嶋上郡

高野山

右事部に出

柳ケ瀬七切述

孝徳天皇の時黄徳柳色の合戦之

加茂肥後守 日夜一ヲ助 福路朝臣

陽坂中務 精白内膳正 平野左近

仔相帯正 小隊長代紀にも出す

七廻 すしめぐり

○未来物 狀

峰高き田の山の七めぐりめぐる時もまつらもあかなくに

衣笠内大臣

八雷神

古事記上 伊邪那岐命云々刺左之御美豆良湯津津間櫛之男柱一箇取闕而燭一火入見之時宇士多加礼斗斗呂岐弖於頭者大雷居於胸者火雷居於腹者黒雷居於陰者析雷居於左手者若雷居於右手者土雷居於左足者鳴雷居於右足者伏雷居八雷神成居

八重言代主神

○古事記上 大国主神云々答白之僕者不得白我子八重言代主神是可白然為鳥遊取魚而往御大之前未還来云々

八十禍津日神　やそまがつひのかみ

○古事記上、於是詔之、上瀬者瀬速、下瀬者瀬弱而、初於中瀬墮迦豆伎而滌時、所成坐神名、八十禍津日神（訓禍云摩賀）

八耳神　やつみみのかみ

○古事記上、於是喚其足名椎神告言、汝者任我宮之首、且負名号稲田宮主須賀之八耳神、其櫛名田比売以久美度邇起而所生神名謂八嶋士奴美神（自士下三字以音）

八嶋士奴美神　やしまじぬみのかみ

八千矛神　やちほこのかみ

○古事記上、大国主神亦名謂大穴牟遅神（アナムチ）、亦名謂葦原色許男神、亦名謂八千矛神（八千桙作　書紀第十二）、亦名謂宇都志国玉神、并有五名

八上比売　やかみひめ

○古事記上、故此大国主神之兄弟八十神坐、然皆国者避於大国主神、所以避者、其八十神各有欲婚稲羽之八上比売之心、共行稲羽

櫛八玉神

○古事記上水戸神之孫櫛八玉神為膳夫獻天御饗之時禱白而櫛八玉神化鵜入海底咋出底波迩此二字以音作天八十毘良迦

八雲　やくも

○古事記上茲大神初作須賀宮之時自其地雲立騰尒作御歌其歌曰夜久毛多都伊豆毛夜弊賀岐都麻碁微尒夜弊賀岐都久流曾能夜弊賀岐袁

八重垣　やへかき

○古事記上同上

八十坰手　やそのつまで　坰、詩魯頌在坰之野

○古事記ニ、於底津石根宮柱布斗斯理此四字以音、於高天原氷木多迦斯理此四字以音而治賜者、僕者於百不足八十坰手隠而侍

八十毘良迦

○古事記ニ、櫛八玉神化鵜入海底咋出底之波迩此二字以音作天八十毘良迦此三字以音

八十聯綿

○日本書紀十四、大泊瀬幼武天皇雄略十四年夏四月、天皇聞之大怒、深責根使主、根使主對言、死罪死罪、實臣之愆、詔、根使主自今以後子子孫孫八十聯綿莫預君臣之例

八尋殿（ヤヒロトノ）

○古事記上、故二柱神立天浮橋而指下其沼矛而畫者、鹽許々袁々呂々迩畫鳴而引上時、自其矛末垂落鹽之累積成嶋、是淤能碁呂嶋、於其嶋天降坐而、見立天之御柱、見立八尋殿、於是云々　○木花之佐久夜毘賣云々答白、吾妊之子若国神之子産時不幸、若天神之御子者幸、即作無戸八尋殿、入其殿内、以土塗塞而、方産時以火著其殿而産

大八嶋国（オホヤシマクニ）

○古事記上、如此言竟而御合生子、淡道之穂之狭別嶋、次生伊豫之二名嶋、此嶋者身一而有面四、毎面有名云々、次生隠伎之三子嶋、此嶋亦身一而有面四、毎面有名云々、次生伊伎嶋、次生津嶋、次生佐渡嶋、次生大倭豊秋津嶋、亦名謂天御虚空豊秋津根別、故因此八嶋先所生、謂大八嶋国

八峯須　　須訛云西毛也浮書注在頤曰須　やつひげ

○古事記上 速須佐之男命不治所命之国而八峯須至于心前啼伊佐知伎也（イサチキ）

八尺勾璁（ヤサカノマガタマ）　やさかのまがたま

○古事記上 介天照大御神聞驚而詔我那勢命之上来由者必不善心欲奪我国耳云々 亦於左右御手各纏持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠而云々

八表

○日本書紀 十八 廣国押武金日天皇安閑帝元年冬十二月大伴大連金村奉勅宣曰云々 長駕遠撫横逸乎都外 宝鏡昌域充塞乎無限 上冠九垓下蓋八表 制礼以告成功

八景

○艸山集 十六 八景 袖灑湘江客 君山月赤孤 山頭数行字 浦口一竿舫 酒醒晴嵐午 網晒落日晡 皆鐘何処寺 唯有雪模糊

八埏　やつのさかひ　やつのこち

○詞林采葉抄　範囲天壌之外とはいへる八埏紀未詳
しもとさまりて雅俗の詞しらへるもの四方の海あまりし
流しもろすりて来つきさる事なりえをなりよりれは

今案字書曰埏天地八極地際也相如封禅書下泝八埏注八
埏地之八際也又云也又墓道曰埏とも見えたり地際の言
くれにさかひと文選にもみえたり

八百万世　やほよろつ

○拾玉集四　比叡山法楽百首　法花寂中ノ一
とはきや八百万世の法のみちよきたれぬとおふ花とそ今は

○今撰集下　神祇
男山神もそぬさとまいるやかて万代とおもうまにまに

八百万神　やほよろつのかみ

○古事記上　於是天照大御神見畏閉天石屋戸而刺許母理坐也尓高天
原皆暗葦原中国悉闇因此而常夜往於是万神之声者狭蝿那須
満万妖悉発是以八百万神於天安之河原神集々而云々

○今撰集下　神祇
八百万よもの神たちあつまれりことに天照にきましけるくして

八百土　やつのいもつぎ

○新後撰集

柳もて八のいはつかふこそありし　君をとこゝのゝ内の宮人

伊勢外宮ニ在
度会延成

八盬折之酒　やしほりのさけ

○古事記上云速須佐之男命乃於湯津爪櫛取成其童女而刺御美豆良告其足名椎手名椎神汝等釀八盬折之酒且作廻垣於其垣作八門毎門結八佐受岐毎其佐受岐置酒船而毎船盛其八盬折酒而待云々

八門　やつのかど
八佐叉岐　やつのさまき
〇古事記上同上一

八衢　やちまた
〇古事記上　尓日子番能迩々藝命将天降之時　居天之八衢而上光高天原下光葦原中国之神於是有

八峯垂　やつかたり
〇古事記上　於高天原者神産巣日御祖命之登陀流天之新巣之凝烟（訓凝烟云州須）之八峯垂摩弖燒擧（摩弖二字以音）

八重多那雲　やへたなぐも
〇古事記上　故尓詔天津日子番能迩々藝命而離天之石位押分天之八重多那（多那二字以音）雲而伊都能知和岐知和岐弖（自伊以下十字以音）

八尋和迩　やひろのわに

○古事記上　豊玉毘売命将方産之時白其日子言凡佗国人者臨産時以本国之形産生故妾今以本身為産願勿見妾　於是思奇其言竊伺其方産時者化八尋和迩而匍匐委蛇即見驚畏而遁退

やひろのつるぎ　八尋剣

○[illegible]通信[illegible]にある出雲の神の御社には七日[illegible]八尋剣[illegible]そて[illegible]めのことさまて[illegible]けるかし

八稚女　やたりのをとめ　又やたりのおとめ

稚女は我訓にてはをとめとよむべし　訓へし[illegible]出雲風土記
[illegible]と訓

○古事記上　須佐之男命云く亦問汝哭由者何　答白言我之女者自本在八稚女　是高志之八俣遠呂智毎年来喫

八股遠呂智　やまたのをろち

○古事記ニ須佐之男命亦問汝哭由者何答白言我之女者自本
有二八稚女一是高志之八股遠呂智此三字以音毎年来喫今其可来時
故泣介問其形如何答白彼目如赤加賀智而身一有八頭八尾
又其身生蘿及檜榲其長度谿八谷峡八尾而見其腹者悉常
血爛也

八領鎧　ちられのよろひ

源氏重代の鎧の内よ名ある物ハ八領あり月数日数源太が
うぶきぬ産衣八龍沢瀉薄金楯無膝丸此八をいふ委しくハ
保元平治物語に出たり

八龍鎧

○保元平治物語 杉本 八龍と八領又は家の鎧 三年の戦の時
八幡大菩薩の神八龍を鎧の胸に八大龍王の形を金にて
[illegible]のさゝ[illegible]鎧の[illegible]八龍とぞ
名付ける八領の鎧の中に殊に秘蔵の重宝也

○[illegible]保元平治物語八龍とて[illegible]龍と八つ井て[illegible]
ろよろひ

○源平盛衰記 [illegible]たる龍[illegible]の[illegible]と[illegible]

此は源氏累代の家臣之頭にて譜代と家子と云 後三年 三大夫
よ一所に死せんと云れしは八幡と名付る保元の乱上総・西八郎為朝
の事なり

八党 武家八党と云
千葉党 上総党 三浦党 畠山党 秋田城党
富樫党 井伊党 大内党

八平氏 坂東八平氏と云
千葉 上総 三浦 土肥 秩父 大庭 梶原
長尾 東国に居て大名家なり

八家 鎌倉八家と云
千葉 小山 長沼 結城 佐竹 小田 宇都宮
那須

八雲の抄 家集拾葉 秋
八字霜 家集拾葉二 冬
八大龍王 家集拾葉 秋

九

九之 数の多きをいはんとして九といふ字を借る事も九をもて数
の終とされば陽の極とこそ云へるにやといふは陳の言に見えたり
数の多きをとふを借字也八と云を始め人はやまで見え
て八をもて数の多きにいふは誤なるべし

○楊升菴外集卅 公羊傳云葵丘之會桓公震而矜之叛
者九国 九国謂叛者多耳 非実有九国也 宋儒趙鵬飛云
葵丘之會惟六国 會鹹牡丘皆七国 會淮八国 安有九国
乎 公羊本意謂一震矜而九国叛 猶漢紀云叛者九起
云爾 趙氏如数求之 真癡人説夢也 古人言数之多止於
九 逸周書云左儒九諫於王 孫武子善攻者動於九天
之上 善守者伏於九地之下 山海経之旁 玫和楚辞九歌乃

十一篇九辭亦十八篇家人不暁古人虚用九字之義　孫
合九辭二音ヲ為二章以協九数茲又可笑

○九垓　こゝのつのはて
日本書紀十八　廣國押武金日天皇安閑帝元年冬十二月大伴大
連金村奉勅宣曰云々長駕遠撫横逸乎都外瑩鏡區域
充塞乎無限上冠九垓旁濟八表制禮以告成功

九墓
多武峯（タフノミネ）　鎌足
愛宕護（アタゴ）　従一位太政大臣　藤原
葛野（カド）　従一位太政大臣仲野親王
後葛野　従正一位高宗氏
宇治
小野
後小野
後宇治
今宇治
○拾芥抄上九　墓所　同上今案荷前（ノサキ）日除後田原八陵二陵云々

不公卿為使以古吏為次官四条八将等九墓使以侍従二人
為使長官次官無請加内舎人内竪大舎人各二人令從奉但
多武峯不入侍従以内舎人一人為使内竪以下同前又十陵
九墓陵付廢置之年分ヲ定山階淡海後組二帝母陵不可廢
之由見国史ニ而近代廢之

九品念仏

○諸行等上 魔の求しいよ可了ぶろし おおくらのまて九品の
念仏とやらん

九国

○後拾遺集雑部　春宮亮通俊　純友の事きこしめしてまかりける

かく四の海波の声までこゝのへの里をつき地給ふなるらし

九江

○続古今集雑部　春宮亮　蜀郡九江の旅にて

明くれは名のみのきゝかきくれて濁るも太るは

麻の手ちるよりきの所きしとをわこして我もきくらし

こゝの帰るとむきは深く九江よりて世しる路の人は見えけらし

あくまのとをよひそふもかゝるむの成りはなし

九党

大友　秋月　惟任（これたう）　戸次（へつき）

菊池　原田　松浦　惟住（これずみ）　山鹿（さが）

続称九党と云

九

管かしらのめ　家集紅葉の秋

十拳劔　とつかのつるぎ

○古事記上　於是伊邪那岐命　抜所御佩之　十拳劔斬其子迦
具土神之頸　○八股遠呂智信如言来乃毎船垂入己頭飲其
酒於是飲醉留伏寝尓須佐之男命　抜其所御佩之十拳劔
切散其蛇者肥河変血而流

十七憲法　[illegible]　十一

十枝の卯枝　[illegible]

十帖

十帖の物語僕ト十帖とも云十帖といふへし

○よかつ金草子十　小笠原家の古事嫁入の染物節子用

竹取物語　うつほ物語　世継物語　いや世継物語　続世継物語

大鏡とも　増鏡　栄花物語　狭衣　今鏡　伊勢物語

いふへし

○今昔物語は右目なるへきもの大かたにて候ふ草子之誤ニ

世継栄花ハ同物也　続世継の一名を大鏡といへるハ誤

すみて別物也　されと世にいへるまゝに出しぬ

十陵

○拾芥抄五　十陵云く

山階　天智天皇在山階

田原　光仁天皇在大和添上郡

柏原　桓武天皇在伏見山陵東道二町許　今在稲荷南也

八嶋　崇道天皇在大和添上　天長九年止是無称在小陵内

深草　仁明天皇在嘉祥寺内

後田原　光孝天皇在仁和寺内大教院丑寅

後山階　醍醐天皇在醍醐寺　小野葬陵陀堂在寅

中宇治　贈皇太后宮藤原胤子　宇治郡三所於木幡　前使ハ官使等

南陵云く

後宇治　贈皇太后藤原穏子

後宇治 贈皇太后茨子
天慶九年四月廿六日定田枝等使四山陵使云
山階 柏原 後深草 後田邑 原 後山階
後宇治 昭宣公墓 後宇治 同公室 今二所祖母 合八箇不
○同五又今案十陵九墓誤歟 度量之天智天皇山階永不廃
但二帝母陵不可廃之也見国史云々 続近代廃之

十分
○雅庭碎金春梅
梅と雪詩をもつくりて何も十分乃春
白居 盧梅坡梅雪詩有梅無雪不精神有雪無
詩俗了人日暮詩成天又雪与梅併作十分春十
分至とふ心の事

十羅刹女 ふかくの業
十牛図 ふかくの業 十一
十列 ふかくの業 十八

十二辰

○艸山集 十五 戯作十二辰詩

獨笑怪鼠叫唧〻神遊何労疲牛力時跨虎頭千
里帰偶攀兎角刃仞渉君看臥龍睢常濃君羣蛇匝
寶鏡九淵中長途馳馬客自苦瘠士牧羊人未窮貪月擲
猴能溺水北雞抱卵知所止猗吠使有敲門声不用焼
猪待俗子

十二種菜

○薊(アザミ) 苣(チサ) 芹(セリ) 蕨(ワラビ) 薺(ナヅナ) 葵 蓬(ヨモギ) 水蓼(タデ) 水芹

芝 菰(ホンイリナ) [illegible] ○

むかしいりハさ南し[illegible]白河院よ[illegible]を献[illegible]人[illegible]けると
何[illegible]せられり大弐紀師[illegible]根の[illegible]とかけるその位
を[illegible]られ[illegible]とや

十五大寺　なゝうい

○拾玉集四　賀茂法楽百首　教長

いにしへの三のみ寺よしめたまし　十あまり大寺の垣もたえぬるも

十六社

○拾芥抄云廿二社内自上八{勘}之十四加丹生貴布祢日吉八

下云小比叡之也

伊勢　石清水　賀茂　松尾　平野　稲荷

春日　大原野　石上(イソノカミ)　大和(オホヤマト)　大神(オホミワ)　広瀬

龍田　住吉　丹生(ニフ)　貴布祢(キフネ)

十一社祈雨

○拾芥抄應和三年七月十日云。祈雨十一社

天雷　水主　木嶋　乙訓山城上　平岡　恩智河内上

廣田　生田　長田　中臣　垂水　桜井摂上

十五大寺
○拾玉集第四賀茂請来百首　雑
いにしへの三のみこ寺をうつしてし十五大寺のなほしるしとなるらん
十五大寺　玄棟抄十一

十六藤
藤原氏の子孫武家となりて十六に分れたりと云　信下
総守藤原時信の孫左衛門尉忠光功を立しより工藤を氏
とする事の後子孫分れて能通譜に出て不伝と云　姓氏家系注
工藤　佐藤　新藤　伊藤　後藤　斎藤　武藤　内藤
須藤　首藤　近藤　尾藤　安藤　伊藤　加藤　遠藤　周藤
此外安藤大内藤氏なと此中へ入るもありとそ

百王
○古事記序　寔知懸鏡吐珠而百王相續喫劔切蛇以万神蕃息

百倍
○史記　鼂錯傳　民氣百倍

百取机代之物
○古事記上　故乞遣其父大山津見神之時大歡喜而副其姉石長比賣令持百取机代之物奉出

百味飲食
○智度論 有人云能以百種美供養是名百味有人言餅種数五百其味有百是名百味有人言飲食美餅總有百味有人言飲食種々備足故称為百味

百年の夢 文歩抄叢 八 十二

百餘饒 文歩抄叢

鐘聲百八
宋洪邁俗考 鐘声一百八撞以應十二月二十四氣七十二候
○今案するに三井寺の鐘の詩にも百八煩悩の夢をさますといふことあり 按するに百八の数を用ゆるは念珠もおなし 尾釜漫録に云 釈氏念珠一百零八蓋年有十二月二十四氣七十二候准一歳之義とも見へしもその数なる了

珠数百八
○尾釜漫録 釈氏念珠一百零八蓋年有十二月二十四氣七十二候准一歳之義
○今案するに珠数の玉数百八を用ゆるその故は諸の教にして百八といふ三井寺の鐘に百八煩悩の夢をさますといふあるらく又も宋洪邁俗考に鐘声一百八撞以應十二月二十四氣七十二候とも見へしにもよるなるへきや

〇千

千入之靫（チイリノユキ）
〇古事記上 俞天照大御神云々曾毘良迩者負千入之靫附五百入之靫

千引石
〇古事記上 最後其妹伊邪那美命身自追来焉尒千引石引塞其黄泉比良坂其石置中各對立而度事戸之時

千引石 [illegible]七

千五百之黄泉軍　ちいほのよもついくさ

○古事記上伊邪那岐命見畏而逃還之時其妹伊邪那美命言令見辱吾即遣豫母都志許賣令追云々且後者於其八雷神副千五百之黄泉軍令追尓拔所御佩之十拳劔而於後手布伎都々逃来

千秋長五百秋之水穂国　ちあきながいほあきのみづほのくに

○古事記上天照大御神之命以豊葦原之千秋長五百秋之水穂国者我御子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命之所知国言因賜而天降也

千位置戸　ちくらのおきど

位ハ座也呪詛の大祓の詞にハ千座とこそ云へハ倍字にて家戸おふせて八座おきて酒菜をもちて云々とも訓へるにて

○古事記上故天照大御神出坐之時高天原及葦原中国自得照明於是八百万神共議而於速須佐之男命負千位置戸亦切鬚及手足爪令拔而神夜良比夜良比岐

千尋縄 ちひろなは

○古事記上 地下者於底津石根焼凝而拷縄之千尋縄打延為釣海人之口大之尾翼鱸訓鱸云須受岐 佐和佐和邇 此五字以音 控依騰

千和

○新續古今集序是以累こゝにさらくまかせ摩堪萬八千歳の松はいく千代のかはらさる云の葉八千の車よのちをもたのもし

千箱玉

○日本書紀十八 宣化天皇紀元年夏五月辛丑朔詔曰食者天下之本也黄金万貫不可療飢白玉千箱何能救冷

高千嶺 たかちのみね

○古事記序 是以番仁岐命初降于高千嶺神倭天皇経歴于秋津嶋

千里　ちゞのさと
○今撰集下　春歌の部
ちゞのさと月の行まゝらくて月と花とを君そみるへき

千年坂　ちとせのさか
○夫木抄廿二　卯杖　花山院御製
翁さひの卯杖の坂を行ハ千年の坂もゆきまよふやハ

萬葉　万
○續日本後紀　承和元年十二月辛巳施行天長年中所新撰令
義解下詔之宜頒天下普使遵用畫一之訓垂於萬葉令
施行し　○注毛萇詩傳曰葉世也

○万神
○古事記序寔知懸鏡吐珠而百王相續喫剱切蛇以万神蕃息
○古事記上於是天照大御神見畏閉天石屋戸而刺許母理坐也尒高天原皆暗葦原中国悉闇因此而常夜往於是万神之声者狹蝿那須満万妖悉発

万妖
○古事記上同上
よろづのわざわひ

万一
○白氏文集廿五 他時万一為失代留取甘棠三両枝

万秋
よろづのあき
○今撰集巻七 賀の部
ちとせのはる万の秋をかさねつゝ月と花とを君そ見るべき

万道 よろつのみち

○凡 新和歌集 花園天皇 四方の海のかみしほもしほまても

正しきる道たてまつれハ万の民もちと之ものとしつきのまゝにもとあるへく

○万寄 我君ハ延かゝん苔莚石根の村の万代まてよ

護持佛法無尚木叉 一木作刀 勧導尸羅寶在 又戒梵語之

施礼

金化

糿

和例モニ字書此字なし 糿字書ニ糅領トナリ誤哭之

ありての村 新拾遺第十

唐人家鶏 新拾遺第十三

庁荒アラシ 新拾遺第十

慈氏朝日 新拾遺第十二

手もつのをとかけりくる 新拾遺第十一

尾房とやさ 新拾遺第五秋 杜撰のトオ九

らうえいハ　らんもし

大陰　又ハ大陰の太宗地の行年ハ三識業の日かいかゝか
さ○の下をらうえひをいうなし　ゆゑしきもの多けき
はけしくのきもつらしかうえにちうさとはこれ行年五ハ今月の
とひしちうてをもて晴運外四八とし秘しらんもむつはけさなめく
まうしハ者伊りしうりしその分
らうえいハ里僧先生としこれハそい体すとしてあんらんもむいに
すれはかゆえ許すよりらんまうきといふてもすきされも語すでら
ぬんに記紋之ゆハかへ地てよもしかしこのらうえいハ里

蘭蘭完

芸閣　卅刊未考

○彩結ぶ今朝府をまうけて延寿芸閣の风かくもしく
天居ま紫童のうけさりえしし

みとゝろこん　大同嶋煩元
古平記に為保翁ことる東小の作ま居ををかゝてるみとゝろ
ろゝんのかくうりて

ひさらこうねやうち
往後まし弾楽そて――あはきたきいひもこころ ○整挺
ひさこゝん一めよひさていうねやいわしき思は之実つと云
楽ま思ふ王の皆ハ使安家の須てて毘沙の仮名や又一
小利将の花そて王つし家中第一といふなり

たゝや

○恵芳ま楽　さゝしの如くまうこの浦のうちと云たるは神の待ま来
まうけ人の伝のたゝけれハ世々勢まこそうち
きとよもとハ只さうちんてゝ河海ま神とも申さん
よつゝそのわう　も仕

○情時紀中須磨路の京きちのたる池泉川ハ神名つま　たろてきと名も
ミニ――　よの車ゝそ　桔子ろう　のまて
かよおとやてつてる恭と見えしも　は原元
きも今ち　嘉口元

○月を乞彩見出しされハ依上ニ哀いと四し竜アよ人の姿なりゝ――
ましきもんとてさうゝくもつことはすれし

○ろ偽むき、―　京都公著妻むき丸元
日上　四ヶ月そ河のおとうま之華つる柳の本よ
――とふるのをかけたろはなまこてゝるゝくされハよある
須卿ましもおわえぬきてうゝうあそハたまゝゝつ月ゝるてまと

○あゝれ　五羽末二川路宮
香をおりとあつれうみさのえゝゝされハさハるさとぐれたあゝれおつし　小笠元

○さしちうが家 枕二十九丁 ――の人のもとにさしつかはされ
うちめぐし 御後の八御覧ぜて 笑ひぬ

○こゝろうつし いふときうつし 後撰十四恋 又こゝろうつしは人こその
拾遺十七 松山は波たかきこそなきこそこゝろうつしに人はありけれ

○営盛枕太貴坊 明月記 建久三年四月十八日 天雲屋宗 ――
―― 又記 呉字

○荒尾房 かたらひしをこそ恋ひけるとかや うつ
めひける 今昔 之部尚中納言南殿に掛けるも亦二の事の歌

○三塁 叙長卿記云 元久十年十一月 五日 法会 秦元 廻様
本一本不作 於法成寺坊 ―― 江次第 今昔 競馬の事も
―― の事 見る 明月記も

○土器 今昔十七 仏器しつらひ 見えの事

○勧車 今昔十八 伊周配流の事 花の事

○請僧 八四人を讀ん 万僧と請しうつ 今昔廿九

努中ニ未考居子　境不たてまや

いちん木

○源氏系　佛名かたこたふ宗

九山のとすんこれるいつましき本のうへにをとる、からし見なく

○さゝくし　藪木ニ　さしくさとふ物を女のもし　なれハ　さしみ

せるおとこせうりられハかくし　つりいさてとて

見いし銭むをかしきしあハ　何竹のるつきしてもみるようきふや

丹波大系ざし

○読本年中行事大全巻二　五月式日　丹波大系さし

○今案子九月亦けるお大系ざしのるまあめつるこゝ見

さしらふえ未詳　考

やくかし　甚喫抄巻七十八葉

たゝさ、日抄十　六葉

赤白囊ノ二字前漢書丙吉傳ニ

出ヅ　胡ノ入寇元宥　注進狀ノ

ウハツミニ赤白二色アル下ニトアルハ

○かんまち　後拾遺十夏　謀上内親王かしのうきゆくける

まうりのうさの日いんまちよつらしける　賀仍家たゆ

かんまちめるまや　詠館也　上西門め充之

○そちうれしものを擬をさしなくる哀也しき情よあひぬる

後拾遺十哀傷　秋日

○たちつくりえ　後拾遺十九雑
よろ川ちと見ゆるかかりしれつゝたちつくりえのこゝろしとみるよ
○雨家　ミ中ニ傳　かきくり　おちくり　延喜拭
本天　同上前者水天之説明輪桃流有――
公署之樓詞林有――　署草之刻査其出處
亦止言秘書閣下穹窿高敞謂之――也當
別有根據不止於此鼎水之集十
○たつのかき　萬騎集ゟ釈ちきちこのたつのくき（ある）おて藻侍りとこて
人の子のおやふしかやのかしもれとたまろきしハみえるきがる
枝さすのかきハ談江菜しいふとすや京のおやののしんとハ親

をりしもれうの誤元
○お々の名　白菜香保　一拍子夜の募尾ち白香花ち實ハ此地よ
近セし京都之　見お芳我物須三六木尓祥
○八撥　大東洗東祇園ち老ゟゝ風流ゝち山――祠策
○小太皷ゟ　入々のゝくしりつゝにそりりはる
かきあれるゝ山ッくれよすむ人ハ川をゝしつんりりきゝたれし
○月　かおし人古藤物なりし　はちい一尓よみゑきまりしよおた
とのうのひきかそよきつゝに――
○三陽　と昔物須一　さゝちつかきて雪の天井よ　よりて川人ハ吹を
須し太鋤ゝハ――を嗅くて称うりゝる
○かんしゝ　清西菜　いゝ尓のくむしゝかりゝ（ゟ）秋を
とこゝまきそ――

○若葉　さい葉のつやまてかんさしきひしま　　我可見

○かしえりち（万代し）　続室集

○かしはもさつかりし　ゆかゆかまてさしる人をまちてて見る

○かこかきねの儀

古撰集

若葉や伎人かきねのこしらたおかけつ後てもや伝ふる

○ここ可し

――の数やまて可し君か代まていへて玉人ためもしきかな

若菜集　大学令河　若菜元

○君か衣坊待奈様を落（キこ　ここ　モノヲ　イカ　サモ）

之ましてこのとをもしやつよひかなん

明倒洗面下山色りふし

○若菜同上

○甄（ケン）緑　同上――之條領か足多冥什之人不失蹤也

○銀公

紅葉やこかし――の如衣　兵徒

戎人云謙仙僧孫云季夫人の事と云

あすやき神元しのことくといふ云々

○謙仙僧といふ六なし落たるん

○こきても

○いろ葉こきても我人のよそにかれは（もとえれ）

紅の袂しうつハみちなる袖もきこちて見て満ちきのせを

○かいをり

○かいせ集――ゆたひつこひてかすきとまし

拙稿の尾元

やくとつまるハまつもゆともし

ぬきむすにゆふしつるく　ぬハ

六条院にておほんこころよりなりける人の中に
のけさ御息所にかはれし秋このむやせちかうしせたん人のうへん
ぐし
むこうらせなうとも世になりにしかたりんにむさえれそせん
つかま形のかうし　まうに七度の夜の月いろまするひつきまれ
かもうねてあう此あすきいをおうけるへくつゐもうちもれぬこと

○

白氏文集　蔵のやしなたまふへし
うつ仏はきよめはしも蔵をつくしぬかけ仏の
肥後の御かねを惜須ハ炎のみつそぬやすし　くはしく
枝葉集ニ見ヘ候

牡丹集
風ふけハやまきの枝の一炊まつものうへのこなうたかう
まつちハちり乱て地ならむ

○河のもとく
源氏集
咄しも哀をとゝのりくるや秋の夜ハおつまとさくそこひけるつき

○りゝのえ山木
源氏集おもひ他　御行儀なる身　山のうけをも西武蔵の人そのいふものなれ
躰のまゝて―　志りくとも　ゆきし、いのち見つよきせい

○こえん
言志集　ひめ君のまへ御方かうしてぞふ　ここゆれぬるん恋ひあれ
もしきこえらもとさきこえしめしておもせられうるきこしくゑ
たのもしハ恋けさ届されしえしし　まるんいはおる
はつみ
年をへて志けさ届され、こゝ山木のよしをへてもきこえれてなし

○柿葉ハ京ア　未
年中も芝家会　貞徳百首　十首之内　三十七番　寄御譲る庭の祝
紅の一葉ともいろめきの ―
紅の花何あまよ庭は紅葉よ侍とりきそて御譲のはなりし侍り
の国縁ありや　花もかきのたよことふくをちるしてらく
ルろうも侍りや　このゆ雨き案詳
ひらきもしら
○大徳寺二基　絶えをしの ―
○夜下八桃下一枝の櫻　節会りしくずらの巾
こゐりしくずり係出の時の烏白夜一条家ちてまてもおいし
しをとも入るゆや　桃下一本桃花よそ
○龍門　文選　明衛士　日々よなと見ん紫藤あし ―る武人云為家から何定本

○こうゝかゝ
世俗草紙婚愛よくわらんしるし十七番寄ハ ―わかきゝやんし
のみくしちる人ありれハ御近よ人も形し子よ多武峯の大導君多ハ
きうりいとやうれ ―をこなきもめふ
催明芳子巨源乏
○うれのめのん
めのとの物語
それとハ何代君ちろれ　上東門院のゆまり母
○夜さむの宮
清少納言集 ―　大徳人もうら考
新乃いもがよがあるれいまいくつ子世る子日まいさん　そしよの日よ
○小町
森の木のさむくめうことおとも　ちりへ今よちり以てめゆし紬もち　そてそのむかしへの紬ハぬきまりり　ニうれ人とひしし

○いなゝ　多くの名元
小町集
秋の田のかりそめふしもしてけるかいたつらいねをなにゝつまゝし

○かきくす
めのとの双紙文ハ、いらしき人にあらハまつるゝ　かふとそきよういたぬる
そしゝさゆりの文をかゆく　とそひらひらん
うら鞋ちるとふの名号元ハかきハかいしと詞てかしよかまた

○かんさのかたち　こゑり　もんび
はしらの人〳〵のかきさめも──ハせきしみり志のふるを持つけ
たらいむらのしきらやらんのものやさこゑり女をあらくきものす
まゐそしおりるへし秋ハもしこかなくまいりセらる　なちら
ちまんさいの神ようしこそゆもちりし
或云寛永比御説元
まんさいのかよう
菅原野比甲元

○たゝき　桜本回たゝきしいふこのきたる男のもちけふ
かよふをとつんそ
たゝきてきてもちけはかよふおきゝおりお　ほ中国書
つくゝしよ島ぐハ行たるもなやし　こらん竹笙元
中務集
浜の家ハとなふりつふん吉野山　雲のたゝきにおとをかくいへ
○桜たゝきハたくさの一のさを晩せしるゝし
竹笙元たるへし
○中務集ニも

○要（冥）
明月記寛喜元年六月廿六日今夕ゝ之昇天之日従末代抄　反作名元
不記候

○小田の　ひらせすら
○桂玉集二宮清山名前前代　一乎嘆臣元
山さとの知留の小田のひらをゆかりつゝ志めまへて禰荷なかり

○あひきよしやの水干

○秋坊長柄によもひたし八もりちら咲のもゝいきよ〳〵んよ紫紅の 既之左
つらとめつさ○てこゝのきつら わけやうたそまり――こと
きのふこの住よ ―― めされてかゝのかと十六八る
よる〳〵さや のふあさあら人の叶やちつのや々ふと同ハ
○遠景抄（ゑんごさ） たる〳〵しりし ハ遠文紗といふを其もさとち
を諸てもしきよしの たくる花水魚の文よハあつし

○きよなみのちやうもん
日ヒ出いの竜さ此よ立て ―― よ学を入てとりしやう
○きよちやきよたりふハ博の定家きよろすんき書ちの
えくれの都りしきし定
かゝんかくるるもちひ
東京条 山で坊やよ弗黄咲て女房る 今案を佳紙今のちけ係つ
印の云の 如皿とちれハ山での ―― を花たてる

○えさい条 田ら色のころ
あさことら地えのあらたなとらちくし 七なうに秋とまちやろさん
○いやしし
○宗ちおのしつて
えさい条 法もそ あやのむらくそ踊らよやらしつをつるそ
ちらにきし ―― ちと立くて蛇つぎせをもいう ゆるぎ
○おとうのひ 寄峡在 為一郡在
京系えさ条
来義ちやうつるをむご山 ―― よゆきもんくねハ
○やそうのいく〳〵山め寺 某在
至生たる条 あちゆけうつ係路りくきがおそれれハ
なれハひきしりれもまりハたのむ
たつ川きの山
全境条上夜 紀伊山在
夜衣 ―― 山の村なるうしうちんあをときっちや

○丁年
李陵か蘇武に与へし書に蘇武をとしことさし九歳此を
いふなりと和漢精書考にいふなり
今思ふに丁數にあたる年此をいふなるへし
さるからさきん
蘇轍記に丹波の出雲の本法師といへる出頂郡中え郡をさしていふなれは都
つなかりける生たるに――りかここ
○醒悟　式
○山姥波　小姥波　式　壷え
○鍋呂次伎　式二　地名え
○同依京伎　式二大和郡――二十八

○平文絵
旧月紀寛永二年二月十七日　巳時許於御湯殿宗原中務
侍従兼輔朝臣――之平文佐許為主極也
○平文の移轉え
○賑跡
○旧月紀貞永二年六月二日　晴　腋束帯　出御　大納言中納言以上三人　北
陣――　以新作文奉宣下
○調　竹　应物語　本調　調歌　潛夫論
○鶴経旧
○桁書集六　明秘録　旨
いとて桁時きてむかしにて生れてなる人世まて見を
ぎらん

いし
○拾玉集二 宇佐山百首 螢火
秋もなほいしのおましに消ぬ火や思ひとあかぬ思ひなるらん

時くま
拾玉集二 勒句百首 時鴻 冬
さ秋ふそみあきゆ――ゆ浦[illegible]の松風も[illegible]

宇つの山寺
○拾玉集四 百首日次会 雑
なかめつる宇つほのゆきもさえわひもいそよう[illegible]の山て[illegible]
○こよひこの山寺にふるし山みちの[illegible]

まめのこやり
拾玉集四 賀茂法楽百首 冬
こ世の仏[illegible]――よ[illegible]なる人[illegible]

まつき 拾玉集[illegible] 兎梅のよし云
同四
[illegible]――の梅にうつ竹のまつ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

よろちきてうとゝまうとて云出しゝちかきてうと考へおんと 廿八野

ちと莫きてとも出やしきおのこや

○囊謾 ふくろふ

万葉六

正字通囊俗字旧注奴案浪切——去声沈云——草貌

一謾 蔓字之誤旧注音慢沈云草名非也 襛奴浪切

囊䌨也即俗囊字

やまひのきり

○拾玉集五四十六数 姫氣於蔭のてうき

やひやう人のなれねけしきの——の秋の夕くれ

くさのうへをけるよも

拾遺女集——といふ人けさうせける女のもとにみをといおこせて

やそあめて来うそ

て疲之覧

○玉海五十四寶深右平興国二年詔曰史館新纂太平總類一千巻包括群書指掌千古頗資乙夜之覧何止名山之蔵

宴

大きうみ宮 扶桑拾葉二

亭子院かく今日紀いせ

れのひよい女房の家かうのみこ仰せうと中務の四五子——

——

ちうき

志うきの浜 新拾葉三秋

せいゑき　清益
後醍醐帝田中坊にて上のをのこ房上りてさいもんとなりし
この後より後よりさききハちな其のいもうと隠切さいもんとなりき
これハ次との人下の戸をみそ――――さいのちをまよぞりく
かひてこゝ手よおくちしよつく
かんなつ　勘解
日上人のそのこともゝ当流をと流よ出して　ざうろうぐそみ
させもとて――籠人これを――まるちうもる
なまお陣子
ほとりのつの――――を入れし　　出雲国名
かいもん
戒壇名
伝法
天目持しを　　天竺よりあるぞ
うまかん

一彦経の不六のお経お酒の悪一の清彦の小のつまさふとつま
かゝる四経の中にさうらふし酒漬をめしてまる陪従気って御飯
をとけてお酒の悪をみて出セハ籠人お酒漬もちて気やや
めしもてゝお悪をお飯よそていゝものふらいしぬきお
事ちむをとりて――よ乃くらへてさセの子
ちかさいわくしや
お染花坂本双
伝吉記彦お非宝月縁の中　四条寺令沼細
ねすゝおいの松てまってあつぬると
口書恰り紀七ちひききまりも世よいふある――いとまう
ちきゝてにちんなり中りよ葉ふこゑいとうてくろひうう
嵐生う　　　　孝うる

勤族非度姓 姚精本光門 米年 記略

憑皇霊以――恃国威而――

天目さいと切

ヨハ

○懐井之代記四 秋討の系名かと問ハ未方ハ山と答へ――味方の声

太ちゅき 見其の隣かうとまれし

○日上條之家子等の家に入ル所ニ十ケ乗の矢先之仕――を以て四

町西を討近し

○拾玉集六 詠説百首

さそつきの忍まてあかね清子の跡ハあらそれもとむ結ひしきとや

同七 是從紀之玉

この清の二さちうかよりこの志ら十れさとへよいつれなりけり

二四八

あや坂ときなきとよりきてかたしきに二四八とこそ ともよ兎 あちくうなけ

あちくへり跡よあくとも此るニ四八とにめうしきうあ

この家二四八を和あしといふ説あり しあるの家やま[illegible]

考今 考るニ四八ハ二秋ちの游宗を

ひきつれ○
○情惜日記上 若波原上あきとも○ハはつひも忘つすしなかめれハ
おのゝきて ―― なくしてつめるなうた我のこそおきはこしれ
ありて
こゑ
人の体器紀七勝集 入論弥ア
三筆 ころの筆
○在原古今集 花山院の御仙名
ゆゑも芸てちるころも あきころの筆 三世の勧めしをゆめとてこそあ
七の百年 八千首ん
○今撰集下 若竹說
ある竹のあれもてちおいぬれとやるのちハちもかけきて
ある竹の所れさ接のある梅の花のあしよよいこ通れ
あひおいの神のやれまし若竹よハへまり我なとて
○

よまの松との
○夫木抄一子日 二方の 承治二年正月 庚申歌合 东條移陈
まゐせしかきゝぬ世ハ子日してよまの松とのわかまつとて引
くされ
○大鏡一 六十七代三条院 大あめも二ふやのつき佛の面より
東の扇よし ハせられけるなり
もちゐ
○大鏡第三 二の巻にハ後撰集のおもむき次ゞはさらなるハ以参歌
たる歌をそへあそせける
つかりの御舟
大鏡六 輪つよきは車よし の御舟うけて 陈女の木
宮の松原
大鏡第十七 大内の陈のおなるへし

あつし　おいそ
○竹斎物語上　之弟んきこいこきつゝかけるへひんせうゝ
式部とて下りれハあつしおいそ喜んきいやこき
つゝやけちくひんせうゝ角力とこそハ和ゆゝれ
飛進りれ小瓶　鏡謡えひんせうまお
法ねふく　追捕し
○大鏡ハ焼え　かと二ひて上一を見下りれハ婀も二ちさハおちきなう
うちてうくしまんいもちきまて南ひやうし　うハ
神ふ心悦表白
大鏡ハ冬りハ入て後の入夜の下のもちむけの僧師清明法橋の七ふ
まて日こそあうたうしり字え人来の勅めて仰かこうゝこそハハ
さうしりまつハ　ののひて御まうちめくるし　まてこち
つつかりたうし一力人さとこそ　ちきそ作りしり

完と楊て云へくる　其御内も古義とそうる式人苦え上完ごう
大鏡御かゝれハこそ昔の人ハそのいつもまりしくちれハ完くと　之ちとかとこ二寿
楊てハこひ御けめてちかえ候る
三宝絵
○大鏡んて古政大臣伊尹　女三宮の宮を御読せさせ給へそし
しハてまうし　佛法僧の三宝なるへし
○
よろかんハ
大鏡にはいひんのおもしいとうるおしきこの大臣殿のかく筆
みえるハしくおも也　ばかしきてすこし　よろしき人
まてそおもセし
あまのかわをとり死寄うす　摂はさるもちて　しかし
大鏡にもこの御のおまつるとも　ハハ
たるれてまうしゝる

まくらふり　　唄ら風流之

今様集にまくらふりは大井河をふなてわたる者のかれ本と

こまつなんでもふん大井河かはらの松がはら春ちくし

あまそのはな葉

○未木抄　はな葉　七言絶小章本

わか宿のはな出て　かの女し――今やつもらん

○夫木抄　四季　ちらば百首御花

天河おひめとのは忌擬えりふたるのまへぬまてあふ　家隆

国分木（チハラキ）

○雨拙記　加　箱根山十言の中

雲山千轉湛湖之色有秋新漏落花方走上人讀候

国分木（ケミラキ）數象九頭王

太平記

琵琶ノ申安郡（ヤスイコホリ）ナトヲエリヌキテシメトカニ塀ヲ

ヌリ　藻塩草ニアリ

びはのこう　　琵琶槽（サウ）　　二人九秘

私ノ本類字假名遣をとこうろ（ムラ子）ならしはシカレハ

凡もいこわりモ琵琶巻ナト作者ナトノ人ノ名

ニテ侍カト覚工作

安郡はよくてこそわり　槽ノ字をとかうきり

文選ハ琴琵琶箏等ノ甲板ナトニテ　堅固ニ塀ヲヌリ矢石

ヨフセキ作ラ

東寺ヲ城ニタテコモリし琵琶ノ甲半月ノ丸ヲ塀ニヌリヌメテ　城上ノ女牆脾睨ノカハリニ用ヒしてしハ

二本葉にこころ

○諸書中係要事目録

惺窩文集

邂逅大明国使 巻三

致書安南国 巻九首

簡朝鮮善説 巻十首

羅浮山人 巻十一十九 学首紗分

漂海録 巻十五三

百姓伝記 石川忠朝

農業并耕作の事を記して

外国書記日本

童子問李萬瓜屬者捧行于西峰氏呉称日本傳就中有遺漏于余所記者粗注之然識才且家貧多不蔵載籍綫記万一而已

○西峯氏引頴士声名動倭国以為秦観作然按淮海集在詩注莘老律也非少游又適情集有串處中七言律不載之處中称博学而文日本無人知而見称中莘者大幸也

王維詩集　注有詳畧○送秘書晁監還日本

李白詩集　西峯氏未之外○東風日本王

杜甫詩集　同○巴陵洞庭日本東○古文真宝前集亦云之○朱鶴齢梓詩韓注無日本説

唐詩畫譜　鄭谷為李翱題非日東

諭諸疏　九夷之八日本　○爾雅疏亦同

泊宅編　載日本之事

文昌雜錄　有日本東之事

北夢瑣言　有冷媛某子之事

宣和書譜　謂日本告　○三體詩　贈日東監禅師　日東
唐詩畫譜　鄭谷為李翱題非

皇元風雅　王尚志詩東南島夷三百六大者只數遐与倭○
皇元風雅蒋易二十巻未見之

草木子　記日本之事　○附有野雞病之説亦是東醫
宝鑑

格古要論　高濂古説番亦剔紅及瑞鉑之説曰之

氏族大全　張君房傳閑忆令記日本

大明官制　有日本之條記土産

通書大全　天地定位之圖有日本○本出東坡指掌圖

唐詩解　明唐汝詢仲言幼歳而喪明然博渉君羊書
選唐詩解五十巻故称異人也○有王維送
晁監詩注亦記日本　○按唐詩訓解称李攀
龍選然李選若唐詩選是也　訓解若摘唐
詩解加評也　注少異序采于選並ラ雜本
選　○按李滄溟集称選唐詩序而古今詩
刪唐詩亦用此序

三才對類　記倭水晶

群談採餘　載倭之事

廣東通志　記日本

李滄溟集　有平日本

瓊臺類稿　稱日本詩及字

王氏彙苑　有日本傳

彙書詳注　神彙苑

太函集　謂倭

王弇州四部稿　有日本事蹟

圜機活法　記日本

韻會小補　倭字下有說

續文獻通考　論日本明智份阿奇支　○又有喜咒茶冨貴家用菜末

薛氏日本考畧　有日本詩

陳眉公珍珠船　謂日本貢玉棊子

續狂夫之言　謂逸書百篇在日本

春風堂隨筆　有倭扇事　泥金面烏竹骨

天中記　引隋書日本　鸕鷀捕魚

万姓統譜　西峯氏引用外　張君房傳閑忙令稱日本

戲鴻堂帖　有日本書　此条童子問不載

年号韻譜　有日本年号　○或人云玉海年号部有日本考

皇明從信錄　多記日本

両朝從信錄　亦記日本

事類捷録　有日本之事
五車韻瑞　有閑陀今日本
官制備考　有備倭之称
廣輿記　外夷有日本国
堯山堂外紀　有日本条載詩数篇○復心見傳為日本
紙上人賦白牛　又高啓傳兜羅絨者琉
球日本所貢也○蜀葵花詩　鄧志謨花鳥
争奇為交趾使
本草綱目　西峯氏引用外杉本條謂倭
萬首詩集　有日本使者吟一首　家住胡沙海水涯天風
吹我過中華看来景物般々異只有寒梅
一様花不知何代何人○唐詩所有胡衛詩

唐詩所　有胡衛詩
皇明文徴　有區大相定朝鮮及呉伯宗題御賜倭
扇○又外夷有答里麻西湖詩而考畧為
日本人詩
袁了凡綱鑑補　記元征日本之事○紫綱鑑之類数十
部皆有之征日本今采此一部
月令廣義　西峯氏采之外有隋書日出天子之事又有
日本攻　天明時聴政欤是示出隋書
羣書備考　有備倭之條記朝鮮役袁了凡与加藤清
正三戦于咸鏡斬馘二百廿十級俘其將葉
瑯琊代酔編　寳人　西峯氏引用外　有唐宋遺史秦誠使日
本

五雜組　西峯氏外有仙香記倭奴

篇海類編　有外夷寄語皆倭訓也

季日華時物典彙　有日本麒麟錦

韜畧世法　席号火攻水戰記倭事

地理海防邊圍彙考　席号行邊經畧有日本傳

徐氏筆精　記日本呆刀

閩外春秋　日本之事

金陵鎖事　有李化龍傳評平秀吉蹂躪朝鮮記

奇文品勝　沈惟宣諭寧夏軍民詔宣何克正戒諭朝鮮君臣勅皆謂日本又有宣何克正馭倭議

三才考畧　有日本始末又錢谷出入數云關白之亂費銀五百九十五万兩有奇

明文翼運　有馮琦贈司馬刑崑田平倭奏凱序又高拱与宣府吳巡撫書論封貢

蓬牕日錄　載日本詩又有日本考

類書纂要　渕忙令謂日本　○新知錄有倭之数語多記倭事　○留青々集字有信口誤讀者听然听音篤誤聽　○附之粘堂人三百九人之名見听然

桐下听然

留青青集　留青々集之説本見于宋王雱字書誤讀又有馬䮀音速誤稷氷辟木々辟同誤口金

楚音衡 誤経 臨切 切音窮 誤節 出 出音毀
虫名 誤蟲等○宋顔瑟楚俗書證誤曰
听原 疑謹切笑也今謬作聽

杜陽雑編 中巻有韓志和倭国人也下巻有日本王子
来朝献宝器音楽云云及冷煖棊子

国史補 鑑真始往倭号過海和尚

松陵集 有送圓載帰日本○皮日休ニ律陸亀蒙一律

摭言 有李洞送人帰日本詩

相山野録 閑忙全元出テ此

唐詩類苑 有王維包佶送日本晁帰

清異録 有日本龍蕊簪又百八九又日本使ニ真人興能善
書札章艸両幅等法有晋人標韻

癸辛雑識 有日本所居等

二骰子於竹筒中撼而擲諸盤上一認其采以行馬馬以青白二色為之如中国碁子状先歸一所者為勝倭人甚好之両人對而自朝至暮不已傍観者移日不去按其又六盤図同日本

山堂肆考　馭夷有受倭收貢

甲乙剰言　記沈惟敬

先進遺風　有日本使事

翦勝野聞　有倭表

馮北海集　集中謂倭事有八件

○明人集数百部多有倭事只采其大家数部尔

名山勝槩記　沈愷遊招宝山記云日本琉球諸番異域避遁跳亦歴々可指数又明毛紀海山記又嘗憶国初沿海設望墩以備倭寇此殆其遺址耶

皇明大政記　記日本二百数十件○又有朝鮮鄭夢周使大明之事亦使日本者也

皇明大事記　多記日本又有明太祖賜冠帯

古玩器　别紅及瑚珀等同格古要論

得愚集　記日本冷嫁奈子

昨非菴日纂　三集倭夷蹋坎掠○又有嘉靖间倭寇大作

群芳譜　新羅一名倭菊又白菖雜一名倭菊○

治平全書
通雅
尺牘蔵弃集
国史経籍志
白眉故事
續耳譚
遣愁集

菊花類有二百七十九種○菊有黄色九十三種白色八十一種紫色三十一種紅色三十六種粉紅色三十三種雜数種
両浙日本舊時貢道在寧
同上
記魏志倭人傳
万表与子書注過倭身中流矢
載日本纂圖日本考畧日本考等名
閑忙全謂日本
記関白○論額事
謂日本之畫

今古合録
崇相集
皇朝類苑
晋安風雅
涌幢小品
皇明紀略
皇朝實用編
李温陵外史
古今咲史
皇明通紀輯要

永楽十五年遣礼部員外呂淵使日本同十七年有倭寇事又備録秀吉征代朝鮮之事
有伯起帰日本又為海将詩○崇相董應挙
有日本之畫
有陳鳴鶴送僧帰日本詩
多載日本之事○又以韓中為日本名○
又論額事
記秀吉征代朝鮮之事
備録日本之事
載倭寇汪五峯事○楊日本人汪姓何如
記有関白之戯言
多記日本之事

陳龍可皇明通紀輯録　記日本之事

明史紀事本末　同上

皇明通紀直解　王帰傳有殺倭賊○又沈思孝傳争日本封貢○按建文敗亡之説与他書異

字彙補　米字驛字音誥日本土風記○按風土之訛也

全淅兵制　日本風土記

正字通

唐詩英華　有皮日休送圓載上人帰日本○圓載承和五年入唐

行厨集　魚藺昂魚牋魚鈔献方物書其紙似繭而澤人無識

醫意商　見烱草條○以其種傳〓日本

五朝七言律英華　有明徐賁送日本僧○唐宋金元明為五朝又載皮日休送圓載帰日本二首陸亀蒙一首劉禹錫贈日本僧智藏

朝鮮書

大東聯珠詩格

盧玉溪稹集

攷事撮要　有答對馬嶋主書不載東之選

接待倭人事例　有日本国王殿畠山殿大内殿小二殿左武衛殿右武衛殿京極殿細川殿及對馬嶋主之事条

東醫宝鑑　一　湯液有倭橘之称謂日本之種名

東之粹

皇華集

朝鮮史畧

此書等未見之

己上不拘時也唯書偈所記耳

元禄甲戌霜月上浣

木下元高草之甫書于知命

西土書記本朝事

○谷山蔵燕枕記 徐子仁南京人 碑板書師顔柳楷法題墻

大書師本朝詹孟舉並絶海内 日本使臣得者付龍為

珍武宗南巡近侍上其詞翰君見行宮両幸其宅子仁故

長鬚両武宗手翦刀之以為拂子因自称鬚仙

到日本国里程

○輟耕録十七 江浙省地分 江浙行省建治所于杭陸路赴

鄞三千九百二十四里若水程則四千四百四十里東至大

海四百九里順風海洋七日七夜可到日本国ゝゝ

日本傳可補入

○唐文宗御宴――――― 瑯邪代醉八十九丁

日本国松木

○輟耕録十八記宋宮殿 松亭曰天陵偃蓋以日本国松木為

翠寒堂不施丹雘白鬃匝環以古松〻〻

日本寺記 宋張君房選〻〻

○湘山野録 禅笈中日本国忽梯孫貢非常貢也蓋日本国之東有祥光現其国素傳中原天子聖明則此光現眞宗喜勅本国建一佛祠以鎮之賜額曰神光朝辭日上親臨遣夷使仍令詞臣撰二寺記時当直者偶雖魁選詞学不甚優贍居常止以張学士君房代之蓋假其瞥古才雅也既傳宣令急撰寺記時張尚為小官醉飲於樊樓遣人徧京城尋之不得尚夷人在閤門翹足而待又中人三促之紫微大窘云〻

日本国松

○輟畊録　記宋宮殿松亭曰天陵偃蓋以日本国松木以
翠寒堂不施丹艧白如象歯環以古松

徐福祠

○通雅姓名陳水南曰今倭之北京有徐福祠亦自以福為其
祖也

贈日本人詩　朝衡者安倍仲麿名別称也

○谷家詩集　儲光羲洛中貽朝校書衡朝即日本人也
万国朝天中東隅道最長吾生美无度高駕仕春坊
出入蓬山裡逍遥伊水傍伯鸞遊太学中夜一相望落
日懸高殿秋風入洞房屡言相去遠不覚生朝光

○品彙包佶送日本国聘賀使日兆臣帰東帰　上才生下国
東海是西隣九譯蕃君使千年聖主臣鄞情偏得礼木
性本含仁錦帆乗風轉金装照地新孤城開蜃閣暁日
上車輪早識来朝歳塗山玉帛均　唐詩品彙

○唐詩品彙　徐凝送日本使還　絶国将無外扶桑更有東
来朝逢聖日帰去及秋風夜泛潮迴際晨征蒼中鯨
波騰水府蜃氣壮仙宮天眷何期遠　王文久已同相望皆
不見離恨花飛鴻

○唐詩拾遺 劉禹錫贈日本僧智藏 浮杯万里過滄溟遍
礼名山適性霊深夜降龍潭水黒新秋放鶴野田青身
无彼我那懐土心會真如不讀經為問中華学道者幾人
雄猛得寧馨
○鐘氏詩帰 沈頌 送金文学還日東 君家東海東君去
因秋風漫々指郷路悠々如梦中烟霧積孤嶋波濤連
大空冒險嘗不懼皇恩措尔躬
○王氏談録王洙 大原公言祥符中日本僧寂照来朝後求礼天台
山先中令守會稽寂照以經由来謁寂照善書迹習二王而
不習華言但以筆札通意時長兄為天台宰中令以書
之藁贈詩云滄波之瓶錫幾月到天朝帰信日邊断帰程
海面遥秋泉吟裡落霜葉定中飄為愛華風住扶桑梦
自稍既至天台致書来謝黒幅勤至其字躰婉美可愛揚

文公在禁中識之亦序其事
○唐詩紀事 趙驊送罷補闕帰日本国云西掖承休沐東陽
反故林来称劉子学帰是誠人吟馬上秋郊遠舟中曙海
陰知君懐本國万里独揺心
○同上 銭起 送僧帰日東 上国随縁去東途若梦行浮
雲滄海遠去世法舟軽水月通觀禅魚龍聴梵几声唯憐
○恵燈影万里眼中明
李洞 送人帰日東詩 嶋岐分诗国星河共一夫
擴書

甲乙剰言胡應麟
劉玄子從朝鮮還言彼中書集多中
所無者且刻本精良無一字不傚趙文敏惜為倭奴残
毀至閭閻之間往〻以書幅拭穢亦典籍一大厄會也
間目不忍見命部草聚而焚之　廣百川学海同之

○盍簪餘録　下東涯　引甲乙剰言　同上　按此文禄壬辰之事也
今世多有朝鮮刊本或残欠不完蓋當時所俘来者
在今人多珍惜或就翻刻視前時閭閻之辱大是霄泥
人之好尚亦可卜治乱

明宋景濂日東曲
天皇大人洩秘寶　八角垂芒貫斗樞　青牛不度大洋海　莫怪
無人識道書　○自注云国中無道士

○盍簪餘録　下東涯　日東曲　同上　按本国素不奉老氏之教故無羽客
道観而有所謂神道者傳云古之事當元明之際禅林之客
盃浮錫飛互相往来中国文士亦熟吾国礼俗故濫淡曲中
亦假天真皇人天書垂芒之事以詠神代之事若不讀隋書
経籍志不知何謂　紫初載隋経籍志同下

○隋書経籍志　道経者云有元始天尊生於太元之先稟自
然之氣冲虛凝遠莫知其極所説天地淪壞劫數終盡略与
佛経同而以天尊之体常存不滅毎至天地初開或在玉京
之上或在窮桑之野授以秘道謂之開劫度人然其開劫非

一度矣故有延康赤明龍漢開皇是其年号其間相去経四十
一億万載所度比白諸天仙上品有太上老君太上丈人天真皇人
五方天帝及諸仙官轉共承受也人莫之識也所説之経亦
禀元一之炁自然而有非所造為亦与天尊常在不滅天地
不壊則蘊而莫傳劫運常開其之自見凡八字盡道體之
奥謂之天書字方一丈八角垂芒光輝照耀驚心眩目雖諸天
仙不能省視天尊之開劫也乃命天真皇人改囀天音而辯
析之自天真以下至于諸仙展轉節級以次相授諸仙得之
始授世人然以年天尊経歴年載始一開劫

大内家祖先

○筆苑雑記巻二　日本国大内殿以其先世出自我国向慕之誠異
於尋常帝嘗遍考前史未知出處但新羅殊異傳云東海濱
有人夫曰迎鳥妻曰細鳥一日迎鳥採藻海濱忽漂至日本国
小嶋為主細鳥尋其夫又漂至其国立為妃是時新羅日月無
光日者奏曰迎鳥細鳥日月之精今去日本故有斯怪王遣使
求一人迎鳥曰我到此天也乃以細鳥所織綃付使者曰以此祭
天可矣遂名祭天所曰迎日仍置縣是新羅阿達王四年也我
国人之為王於日本者止此耳但未知其説之是非也大内之先恐
或出此○筆苑雑記凡二巻　朝鮮徐達城所撰徐名居正字剛
中成化中序

新羅臣金堤上事　係本国事

金堤上　奈勿一本　盍簪餘録下　東涯

新羅第十七那密王即位三十六年庚寅倭王遣使来朝曰寡君聞大王之神聖使臣等以告百済之罪於大王也願大王遣一王子表誠心於寡君也於是王使第三子美海一本吐喜以聘於倭美海年十歳言辞動上猶未備具故以内臣朴娑覧為副使而遣之倭王留而不送三十年王訥祗王即位三年己未句麗長寿王遣使来朝云寡君聞大王之第宝海秀智才藝願与相親特遣小臣懇請王門之幸甚因此和通命其第宝海道於句麗以内臣金正謁為輔而送之長寿王又留而不送至十年乙丑王召集群臣及国中豪俠親

賜御宴進酒三行衆樂初作王垂涕而謂群臣曰昔
我聖考誠心民事故使愛子東聘於倭不見而崩又
朕即位已来隣兵甚熾戰爭不息句麗獨有結親之
言朕信其言以其親弟聘於句麗句麗亦留而不送
朕雖處富貴而未嘗一日暫忘而不哭若得見二弟
共謝於先主之廟則能報恩於國人誰能成其謀策時
百官咸奏曰此事固非易也必有智勇方可臣等以
為歃羅郡太守堤上可也於是王召問焉堤上再拜
對曰臣聞主憂臣辱主辱臣死若論難易而後行
謂之不忠圖死生而後動謂之無勇臣雖不肖願受
命行矣王甚嘉之分觴而飲握手而別堤上簾前受

命徑趨北海之路變服入句麗進於宝海所共謀逸
期先以五月十五日歸泊於高城水口而待期日將
至宝海稱病數日不朝乃夜中逃出行到高城海濱
王知之使數十人追之至高城而及之然宝海在句
麗常施恩於左右故其軍士憫傷之皆拔箭鏃而射
之遂免而歸王既見宝海益思美海一欣一悲垂涙
而謂左右曰如一身有一臂一面一眼雖得一而亡
一何敢不痛乎時堤上聞此言再拜辭朝而騎馬不
入家而行直至於栗浦之濱其妻聞之走馬追至栗
浦見其夫已在舡上矣妻呼之切懇堤上但搖手而
不駐行至倭國詐言曰雞林王以不罪殺我父兄故

逃来至此矣倭王信之賜室家而安之時堤上常陪
美海遊海濱逐捕魚鳥以其所獲每献於倭王王甚
喜之而無疑焉適暁霧濛晦堤上曰可行矣美海曰
然則偕行堤上曰臣若行恐倭人覺而追之願臣留
而止其追也美海曰今我与汝如父兄焉何得弃汝而
獨帰堤上曰臣能救公之命而慰大王之情則足矣
何願生乎取酒献美海時雞林人康仇麗在倭国以
其人従而送之堤上入美海房至於明旦左右欲
入見之堤上出止之曰昨日馳走於捕獵病甚未起
及乎日昃左右恠之而更問焉對曰美海行已久矣
左右奔告於王王使騎兵逐之不及於是囚堤上問

曰汝何竊遣汝国王子耶對曰臣是雞林之臣非倭
国之臣今欲成吾君之志耳何敢言於君乎倭王怒
曰今汝已為我臣而言雞林之臣則必具五刑若言
倭国之臣者必賞重禄對曰寧為雞林之犬㹠不為
倭国之臣子寧受雞林之箠楚不受倭国之爵禄王
怒命屠剥堤上脚下之皮刈蒹葭使趨其上今蒹葭上有血
痕俗云堤上之血更問曰汝何国臣乎曰雞林之臣也又使
立於熱鐵上問何国之臣乎曰雞林之臣也倭王知
不可屈燒殺於木島中美海渡海而来使康仇麗先
告於国中王驚喜命百官迎於屈歇驛王与親弟宝
海迎於南郊入闕設宴大赦国内用其妻為国大夫人

以其女子為美海公夫人誐者曰昔漢臣周苛在栄
陽為楚兵所虜項羽謂周苛曰汝為我臣封為万禄
侯周苛罵而不屈為楚王所殺堤上之忠烈無怯於
周苛矣初堤上之發去也夫人聞之追不及至望
徳寺門南沙上放卧長号因名其沙曰長沙親戚二
人扶腋将還夫人舒脚坐不起名其地曰伐知旨久
後夫人不勝其慕率三娘子上鵄述嶺望倭国痛哭
而終仍為鵄述神母今祠堂存焉
右三国遺事巻一　与三国史所記大同小異
日本書紀亦有此事 ○三国史美海作未斯欣
宝海作卜好 金堤上作朴堤上　見小牘第廿冊

新羅紀事　及本朝事

○益脩餘録 下　東涯

新羅　延烏郎　細烏女

第八阿達羅王即位四年丁酉東海濱有延烏郎細
烏女夫婦而居一日延烏帰海採藻忽有一巖 一云一魚 負
帰日本国人見之曰此非常人也乃立為王 按日本帝記前
後無新羅人為王者此乃邊邑小王而非真王也 細烏怪夫不来帰尋之見
夫脱鞋亦上其巖 亦負帰如前 其国人驚訝奏献
於王夫婦相會立為貴妃是時新羅日月無光日者
奏云日月之精降在我国今去日本故致斯怪王遣
使求二人 延烏曰我到此国天使然也今何帰乎雖
然朕之妃有所織細綃以此祭天可矣仍賜其綃
使人来奏依其言而祭之然後日月如旧蔵其綃於

内閣文庫

御庫為國宝名其庫為貴妃庫奈天所名迎日縣又
都祈野 ○此事亦見遺事 通鑑作迎烏細烏

元聖大王

王之考大角干孝讓傳祖宗万波息笛乃傳於王王
得之故享荷天恩其徳遠輝貞元二年丙寅十月十
一日日本王文慶（按日本帝紀第五十五代文徳王疑是也餘無文慶或本云是王太子）擧兵欲伐新羅聞新羅有万波息笛退兵以金五
十兩遣使請其笛王謂使曰朕聞上世眞平王代有
之耳今不知所在明年七月七日更遣使以金一千
兩請之曰寡人願得見神物而還之矣王亦辭以前
對以銀三千兩賜其使還金而不受八月使還藏其
笛於内黄殿 ○右見三国志第二卷 万波息笛事亦同見

国立公文書館
National Archives of Japan